

出かけませんか

【東日本大震災復興応援事業】  
避難・被災された皆さん  
地域の皆さん の交流の場

# 「森のじかん」へ

## これからの予定

### ◆第18回 『お茶会 ～お正月バージョン～』

“山武地域のお雑煮を味わう”

1月15日(木) 12時～15時

【会場：さんぶの森交流センターあららぎ館】

(住所：山武市埴谷 1884-1)

地域によって全く違うお雑煮。

山武地域に伝わるお雑煮って？

故郷のお雑煮と比べながら、皆で作って食べてみましょう。

(参加費として食材費(300円～500円)。参加申込み1月8日まで(食材調達のため)。)



### 「森のじかん」の内容

- ・交流会(参加者どうしの自己紹介や情報交換、作業などで交流)
- ・情報コーナー(東北や山武市等の情報、福島民報や福島民友を読むことができます)
- ・新しい生活や地元のことでお困りのことや相談ごとはありませんか お話を伺い専門家につなげます
- ・交流企画を考えることも
- ・館内のパソコンが使えます

### ◆第19回 『お茶会』

お茶受けは“お・取・り・寄・せ”

2月12日(木) 13時～15時

【会場：さんぶの森交流センターあららぎ館】

(住所：山武市埴谷 1884-1)

東北地域のお菓子をお取り寄せします。食べ比べすっぺ。

(「これがお薦めなのよ～」 「皆に食べてもらいたい」という品がありまら事前に教えてくださいね。お財布と相談します。)



〔12月7日「縁joy・東北2014」出店〕



〔12月14日集合写真〕



↑餅をのす  
↓しめ飾りづくり



「森のじかん」は、皆さんの情報交換・お仲間づくり・リラックスできる場としてお手伝いしていくことが目的です。被災地をふるさとに持つ方、東北を応援したい方も参加しませんか。

\*岩手県、宮城県ご出身の方が森のじかに参加される場合、県庁職員の方が参加できるよう調整を図りますので各日程の10日前までにご連絡をお願いします。

### 【問合せ・申込み先】

山武市役所秘書課渉外係(担当：太田、五木田)

〒289-1392 山武市殿台 296

電話 0475-80-1292(直)

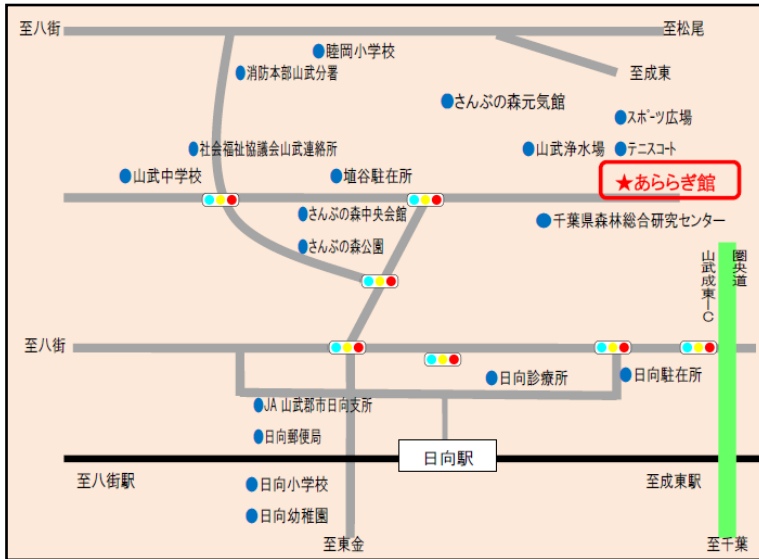
FAX 0475-82-2107(代)

メール hisho@city.sammu.lg.jp

主催：山武市

主管：森のじかんを執行する会





## 【森の集会所「森のじかん」への地図】

← 『さんぶの森交流センターあらかぎ館』  
 (〒289-1223 山武市埴谷 1884-1  
 ・電話 0475 - 89 - 3630)



千客万来

森のじかんより  
 ちょっと早  
 目に来てみま  
 せんか

毎月第2木曜日は

さんぶの森交流センターあらかぎ館ホールが、健・癒・にぎわいの空間！  
 “森のじかんの前にお食事、後にはハンドマッサージで  
 身も心も健康を味わいませんか”

11時50分～ 健康食ランチ (500円) 人気です。予約をお勧めします♡

12時30分～ 管理栄養士のミニ講座  
 (13時～希望者個別相談可能)

byボランティアグループ「のぎくのWA」

13時～16時 ハンドマッサージ (500円)

byボランティアグループ「Sun. M ソーシャル・ビューティサービス」



(野菜たっぷりのランチ)



**お知らせ**

1月は、健康食ランチはお休みです。  
 ハンドマッサージは1月15日に変更します。

### ◎被災者生活再建支援金(基礎支援金)申請期間の再延長

○岩手・宮城・福島県が、被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間を、平成28年4月10日まで再延長することを発表しました[12月5日時点]。手続きがまだお済みでない方は、被災の際に居住していた市町村へお問い合わせください。

### ◎千葉県にお住いの避難者の皆様へ

○原子力損害賠償に関する最新情報説明会・個別相談 1月24日(土) 船橋市中央公民館にて。  
 定員 80名。要予約:原子力損害賠償・廃炉等支援機構 ☎0120-330-540(9時～17時 土日祝も受付)

### ◎住まいの情報

○「認定NPO法人ふるさと回帰支援センター」 <http://www.furusatokaiki.net/>  
 ・住宅相談会、不動産情報、移住定住セミナーなどの案内や企画をしています。

### ◎賠償の情報

○準宅地・事業地・山林・原野等の土地に係る財物賠償の開始  
 ・東京電力が、避難指示区域内(旧避難指示解除準備区域を含む。以下同じ。)における宅地・田畑以外の土地(準宅地、事業地、山林及び原野等の土地)の賠償請求手続きを開始しました。避難指示期間中に生じた市場価値の減少分が、事故時点での土地所有者に賠償されます。東京電力が把握している不動産情報で確認できない場合、申し出る必要がありますので、お問い合わせください。

[問] ・東京電力(株)福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル  
 フリーダイヤル 0120-926-596(毎日9時～21時)

・福島県(原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口)

☎024-523-1501(平日8時30分～17時15分)